

7月24日からの豪雨災害により住宅に被害を受けられた方へ

災害救助法に基づく被災住宅の応急修理制度について（事前お知らせ）

この制度は、災害により住宅が「準半壊」以上の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯を対象に、被災した住宅の居室・台所・トイレなどの日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理について、由利本荘市が修理業者に依頼し、修理費用を直接業者に支払う制度です。

個人が修理費用を業者に支払ってしまうと、この制度を利用できなくなるため、ご注意ください。

応急修理の範囲

- ・豪雨災害の被害部分の修理が対象です。
- ・住居が対象です。納屋や車庫、空き家等は対象になりません。
- ・居室、台所、トイレ等の日常生活に必要な最小限度の部分や日常生活に欠くことができない破損箇所(土台、床等)であり、応急修理を行う必要がある部分（工事によって対象可否あり）。
- ・**台所、トイレなど住宅設備のグレードアップは対象になりません。**

対象となる被害

- ・住宅被害の程度は、罹災証明書で確認します。
- ・対象は「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」です。

費用の限度額（1世帯当たり）	
「大規模半壊」 「中規模半壊」 「半壊」	706,000 円以内
「準半壊」	343,000 円以内
<p>※ 限度額を超える場合や対象外工事の費用は自己負担となります。</p> <p>※ 今後、金額は変更になる場合があります。</p>	

※制度の詳細や申請に必要な手続き、書類などについては現在準備中です。
準備が整い次第お知らせしますので、しばらくお待ち願います。

（お問い合わせ）

由利本荘市 建築住宅課

☎24-6369

この制度を利用するには、**修理前の被害状況**がわかる写真が必要となりますので、必ず「写真」を撮影しておいてください。（カメラが無い場合はスマートフォンの撮影でも構いません）また、**修理中・修理後の写真も必須**となります。

参考掲載

○ 修理前状況写真の撮影（被災者又は修理業者が撮影）

風水害等により被災した場合は、破損箇所や修理状況を撮影する際、以下の箇所を必ず撮影すること。

(1) 外 観（亀裂、剥がれ、歪みなど）

- ① 浸水高が判るようにメジャー等で高さが判るように撮影
- ② 屋根瓦などのズレや破損状況を撮影
- ③ 玄関、窓（サッシ）、外壁等の破損状況を箇所別に撮影



(2) 室 内（めくれ、反り、腐食、脱落、カビなど）

- ① 居室など浸水・カビ発生等の状況がわかるよう撮影
- ② 廊下、台所、トイレ、浴室、各居室の扉や内壁・間仕切壁など修理の対象となる箇所を撮影（床材のめくれ、反り、カビ、腐食など）
- ③ 浸水した断熱材などが脱落している状況やカビている状況を撮影

(3) 設 備（破損、故障など）

- ① キッチン、トイレ、浴槽、洗面台、給湯器などの故障箇所・破損箇所が判るように撮影
- ② 設備の型番・形式等が判るように撮影し、修理後に設置した設備と同等品であることが判るようにすること。
※ 屋根などの撮影を行う際は転落しないよう十分に気を付けること。自分で撮影できない箇所等は施行業者に撮影して貰うなどすること。

○ 修理中・修理完了後の写真撮影（修理業者が撮影）

修理箇所を施工段階から完了まで撮影すること。以下、一例を挙げる。

- ① 床の修理：根太の交換⇒断熱材交換⇒下地材交換⇒床材（畳）交換
- ② 設備交換：故障した設備の取り外し⇒故障箇所確認⇒製品の交換
- ③ 屋根修理：足場設置⇒古い屋根材の撤去⇒野地板交換⇒防水シート交換⇒屋根材（瓦）の設置⇒雨どい交換など⇒足場撤去

災害に便乗した悪質商法にご注意ください！

災害時には、それに便乗した悪質商法が発生するおそれがあります。突然訪問してきた業者に契約を急かされても、その場では決めず、家族や周りの人に相談するなど、慎重に検討しましょう。

水害後の対応 応急処置の流れ(再建・リフォーム/解体へ)

家財等の片付け後に行う『応急処置の流れ』を図にしています。あくまでも一例ですので、市町村など自治体の指示や自衛隊支援・ボランティアなど実際の状況に応じて作業を行ってください。

